

湖南圏域における認知症の医療連携促進のための取り組み

○清水葉子 松浦さゆり 佐藤美由紀 寺尾敦史（滋賀県南部健康福祉事務所）
藤本直規 奥村典子（医療法人藤本クリニック（滋賀県認知症疾患医療センター診療所型））

1. はじめに

当圏域では、平成27年度より認知症の医療連携の促進を目的とした湖南圏域認知症疾患医療連携協議会（以下、協議会という）を設置し、協議会の開催に係る企画から実施に至るまで、認知症疾患医療センター（以下、疾患医療センターという）と保健所が連携して取り組んできた。疾患医療センターと保健所が、それぞれの機能を生かし連携して取り組んだことで、目的達成に向けた取り組みにつながったので報告する。

2. 経過

国においては、平成20年度より地域での認知症医療提供体制の拠点としての活動を行う事業として「認知症疾患医療センター運営事業」が進められている。当圏域においては、H26年4月1日に藤本クリニックが「認知症疾患医療センター診療所型」として滋賀県の指定を受けたことから、平成27年度に疾患医療センターと保健所を事務局とした協議会を設置し、病院診療所の医療提供体制や関係機関との連携等について共有している。

3. 方法

協議会の1)目的、2)位置づけ、3)構成機関の検討、4)開催までの過程を、平成27年度から28年度の取り組みの経過記録、協議会議事録から振り返った。

4. 倫理的配慮

本発表において個人が特定できるような情報は用いていない。

5. 結果

1) 目的の共有と焦点化

協議会設置に向けて、疾患医療センターと保健所で、協議会の目的の共有と焦点化を行った。圏域の認知症対策の現状として、医療の現状や在宅支援の取り組み等を関係者が共有できていないこと、医療と連携して実施すべき必要な支援が行われていないこと、症状が悪化し対応に困るケースについて医療機関と関係機関で支援の方向性が共有できない現状があることが挙げられた。また、病院とかかりつけ医、専門医の役割について、医師を含めた関係者が共通理解する必要があることを確認した。管内でも様々な多職種連携の会議が開催されているが、医師の参加が少ないという意見もあった。これらのことから、疾患医療センターと保健所の両者ともに、医療機関との連携が認知症支援における最優先課題であるという共通の認識であったことから、協議会の目的を医療連携の促進とした。

2) 協議会の位置づけ

疾患医療センターは、圏域の認知症医療の地域連携拠点であり、とりわけ当圏域の疾患医療センターにおいては、地域のかかりつけ医との勉強会の開催や、病院専門医とコメディカルの連携の会を開催するなど、医療機関とのネットワークが強みである。また、地域の連携体制強化のために組織された協議会を設置する役割もある¹⁾。一方、保健所は、広域的で公平性な視点

を持ち、総合的な保健医療福祉システムを構築する役割があり、行政関係者とのネットワークや事務局機能が強みであることから、両者を事務局とし、共催で協議会を設置することとした。

3) 構成機関の検討

医療連携の促進に向けた取り組みを進めていくにあたり、その核となる医師の参加は不可欠である。疾患医療センターの強みである医療機関とのネットワークを生かし、認知症診療を行う管内6病院を全て含め、地域で在宅医療に中心的に携わっている地域医師会の医師を選定し、構成員の了解を得た。その他、行政関係者の構成員についても事務局で選定し、最終的に保健所が調整を行った。構成員は23名である。

4) 協議会の開催

平成27年度から平成28年度に2回開催した。開催にあたり、事務局が座長の選定や会の展開を検討した。座長に地域医師会のかかりつけ医を選定し、座長が全体進行を行った。

①第1回協議会開催：認知症疾患医療センターおよび各病院における認知症診療の実態等について構成員で情報共有。

②第2回協議会開催：各診療所（かかりつけ医、専門医）における認知症診療の実態等について構成員で情報共有。

いずれも、医師からの報告を中心とした会議展開としている。座長に医師を置くことで、医師からの意見を引き出しやすくなった。また、座長から積極的に構成員に発言を求めると、構成員が主体的に参加しながら、圏域の認知症医療の現状を情報交換できるよう、配慮した。

2回の協議会を経て、平成28年10月には、認知症フォーラム「認知症の医療連携の促進に向けてIN 湖南～医師によるリレー報告～」を開催した。フォーラムの参加対象者を、地域で在宅医療に中心的に携わっている多職種とし、協議会構成員であるすべての医師10名から、病院（一般病院、精神科病院）、診療所（かかりつけ医、専門医）、疾患医療センターにおける認知症診療の現状や課題の報告が行われた。

6. 考察

疾患医療センターと保健所がそれぞれの強みを生かし、両者が連携して実施したことで、管内の認知症診療を行うすべての医師を構成員とする協議会を設置し、開催できた。医療連携の促進の核となる医師が、自身の医療機関の認知症医療の現状や取り組み方針等を地域の関係者に伝え、共有できたことは、目的達成の一助になったと考える。今後は、本協議会を活用しながら、行政関係者から在宅支援における現状と課題を医療関係者へ伝えていくことにより、認知症の医療連携促進に向けて取り組んでいく必要がある。

参考文献

- 1) 厚生労働省「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（平成26年7月9日附老発0709第3号）